①

〇〇地区自治会

地区防災計画

（戸建て住宅が主体の自治会向け ひな形 その１）

令和〇年〇月〇日

〇〇地区自治会

自主防災会

目的とねらい

　　・〇〇地区自治会防災部は、自治会地域の防災力向上を目的とし、この計画書を定める。

　　・平時から、また、災害がせまるときや、災害の発生に際して、防災部員がとる行動の

基本を簡潔にしめす。

・また自治会地域の関係情報を、コンパクトにまとめ、防災部員および自治会役員が

使えるマニュアルとする。

〇〇地区自治会自主防災会　組織

　　　　◆災害対策本部　【本部長】自治会長

｜　　　　【副本部長】自治会副会長

｜　　　　　　災害時：地区の情報把握

　　　　　　　｜　　　　　　平常時：防災活動、防災訓練等の方針づくり

　　　　　　　｜

　　　　　◆防災部　部長：専任者　部員：専任者（情報伝達班を除き）

　　　　　　　｜

　　　　　　　｜―　◆自治会理事

　　　　　　　｜

　　　　　　　｜―　◆総合運営班

　　　　　　　｜　　　　　　　災害時：本部各班との連絡調整

　　　　　　　｜　　　　　　　平常時：年間活動計画の推進

　　　　　　　｜―　◆情報伝達班　（班長：広報担当理事　班員：自治会班長）

　　　　　　　｜　　　　　　　災害時：地区の情報集約発信等

　　　　　　　｜　　　　　　　平常時：防災知識の普及啓発

　　　　　　　｜―　◆災害対策班

　　　　　　　｜　　　　　　　災害時：初期消火活動等

　　　　　　　｜　　　　　　　平常時：消火訓練などの実施

　　　　　　　｜―　◆避難誘導班

　　　　　　　｜　　　　　　　災害時：地区内の救助

　　　　　　　｜　　　　　　　平常時：危険個所等の点検把握等

　　　　　　　｜―　◆救援救護班

　　　　　　　｜　　　　　　　災害時：被災者、負傷者、要配慮者の救援救護

　　　　　　　｜　　　　　　　平常時：要配慮者の把握と支援体制づくり

　　　　　　　｜―　◆食料物資班

　　　　　　　　　　　　　　　災害時：炊き出し、救援物資の受入、配布等

　　　　　　　　　　　　　　　平常時：防災備品の管理等

　　●緊急時は、活動に協力できる人員（自治会非会員を含む）に応じ、班の編成に

こだわらず、臨機応変に、リーダーを選び、協力して災害対応行動をとる。

平常時行動計画

（１）防災意識の普及と防災情報の広報

・防災部員は、防災に関連する情報の把握に努める。

・防災部員は、地域の防災に有効と感じられる情報に接した場合、その内容を防災部長

または、自治会長（災害対策本部長）に伝達する。

・自治会長および防災部長は、寄せられた情報の中で、自治会員に周知が必要と判断

されたものは、回覧板などを使って自治会内に広報する。

・また、防災部員に周知が必要と判断された情報は、防災部連絡網やメール発信などで広報する。

（２）防災訓練

・自治会員の防災力の向上のため、毎年9月の最初の日曜日に防災訓練を行う。

・防災訓練は、消火器操法や緊急通報、安否情報集約、炊き出しなどの実働訓練と、

　　　防災情報に関する講座との組み合わせで行う。

（３）避難所運営訓練

・行政が企画する避難所運営訓練に防災部員は積極的に参加し、避難所運営に関する

知見の向上をはかる。

（４）防災機材の操作習熟

・防災部員は、防災部が保有する防災機材の操作方法の習熟に努める。

（５）防災機材の維持管理

・防災部員は、防災機材を定期的に点検し、非常時の活用に万全を期す。

地震発生時の行動計画

（１）地震発生時の集合

・桜区における震度5弱以上の地震が発生した場合に、在宅の防災部員は、直ちに、

自治会の集会所に集合する。

　　　なお、防災部員自身と同居家族が無事で、また自宅に被害がないことを前提とする。

（２）被災状況の把握

・集合した防災部員は、2人1組を原則として、チームを組み、手分けして、

自治会区域を巡回して被害状況を目視確認する。

・目視した状況は、自治会長および防災部長または防災副部長、代行者に報告する。

・自治会長（災害対策本部長）は、自治会の理事および班長に、各班の安否確認を指示し、被災情報を集約する。

・災害対策本部長は、自治会区域内の被災状況を桜区災害対策本部（桜区総務課）及び消防、警察に、通報する。

（３）閉じ込めの発生

・家屋倒壊や家具転倒などで閉じ込めがある場合は、救出班を編成して、救出作業に

あたる。また119番通報し、消防レスキューの出動を求める。

（４）けが人の発生

・けが人がある場合は、救護班を編成し、応急手当をする。

・合わせて救急車の出動を119番通報する。

・119番が不通の場合は、近隣の医療機関に担架やリヤカーで搬送する。

（５）火災の発生

・火災が発生し、自治会地域内に延焼の恐れがある場合は、防災部員は、自治会区域内

を巡回して、延焼による被災を防げる広域避難場所への避難を誘導する。

（６）災害対策本部の開設

・手空きの防災部員は、自治会の集会所に災害対策本部を開設する。

（７）避難所への誘導

・避難所への退避を求める住民がある場合は、避難誘導班を編成し、避難所へ誘導する。

（８）避難所の運営支援

・手空きの防災部員は、避難所運営委員となり、避難所の運営を支援する。

・避難所運営委員となった防災部員は、適時、交代する。

風水害時の行動計画

（１）情報の把握と警戒情報の広報

・防災部員は、台風の接近や、梅雨の大雨、夏のゲリラ豪雨、秋の長雨、春の嵐、

冬の爆弾低気圧などの気象情報を、平時から注意する。

・大雨および暴風の予報や見込みとして、次に類似する情報に接した防災部員は、

　　　防災部長または自治会長（災害対策本部長）に取得した情報を伝達する。

　〇秩父方面で72時間雨量600㎜超える：荒川氾濫の可能性（ﾊｻﾞｰﾄﾞﾏｯﾌﾟ632mm）

　〇荒川流域で線状降水帯が発生する：荒川氾濫の可能性

　〇さいたま市で24時間雨量600㎜超える：鴨川、鴻沼川氾濫の可能性（ﾊｻﾞｰﾄﾞﾏｯﾌﾟ674mm）

　〇さいたま市で24時間雨量200㎜超える：内水氾濫の可能性（19年10月12日288㎜）

　〇さいたま市で平均風速30ｍ/s超える：建物被害の可能性（19年台風15号千葉28ｍ）

・合わせて、必要により、自治会員への働き掛けに関して意見を提案する。

・自治会長と防災部長は、提供を受けた情報および提案された意見を可能な範囲で、

　　　自治会副会長と民生委員、防災部員と共有し、次のようなとるべき行動を定める。

　　　　・災害対策本部の設置（3日前）

　　　　・防災部員への待機の要請および所在の把握（3日前）

・理事、班長を経由した自治会連絡網により予報の情報を連絡し、

連絡網の開通状況を点検する（2日前）

　　　　・不在者などで不通の区間がある場合に連絡網を臨時に修正する（１日前）

・防災部員は、自治会区域を巡回して、警戒情報を拡声器などで広報して、

警戒を呼び掛ける（2日前、1日前）

　　　　・要支援者へ避難準備の呼び掛けをする（2日前）

（２）広域避難先避難所等への避難誘導

　　・行政より広域避難先避難所の開設が発表された場合は、自治会長は、理事、班長を

経由して、自治会連絡網により、広域避難先避難所の開設及び早期の避難を自治会員

に伝達する。

（３）「要援護者」への避難誘導

・行政よりレベル３「高齢者等避難」の発令がされた際は、自治会長または民生委員は、

要支援者の近隣の防災部員または行動できる防災部員に、要支援者を個別に提示

して、避難を勧告させ、避難を支援させる。

（４）避難指示の広報

・行政よりレベル４「避難指示」が発令された際は、自治会長は、理事、班長を経由

して、自治会連絡網により避難指示の発令を自治会員に伝達する。

・防災部員は、自身と家族の安全が確保されており、行動ができる場合は、自治会域を一巡して、避難指示を拡声器などで広報する。

・防災部員は、近隣に声を掛けて、率先して避難する。

関係機関連絡先（緊急時限定）

注）災害の緊急時に、連絡の指示を受け、自治会役員または防災部としての使用に限る。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 部門 | 電話 | FAX | 住所 |
| 桜区役所　総務課防災係 | 048-856-6123 | 048-856-6270 | 道場4-3-1 |
| さいたま市危機管理部防災課 | 048-829-1126 | 048-829-1978 | 常盤6-4-4 |
| 桜消防署 | 048-836-0119 | 048-836-0139 | 田島4-23-7 |
| 桜消防署　西浦和出張所 | 048-837-0119 | 048-839-1762 | 田島7-17-10 |
| 桜消防署　大久保出張所 | 048-857-0119 | 048-858-1928 | 五関762-2 |
| 浦和西警察署 | 048-854-0110 |  | 上峰3-4-1 |
| 地区内〇〇交番 |  |  |  |
| 近隣○○交番 |  |  |  |
| 近隣○○交番 |  |  |  |
| 水道局　業務部　水道総務課 | 048-714-3069 | 048-832-5929 | 常盤6-14-16 |
| 東京電力パワーグリッド | 0120-995-007 |  | 本町西4-17-10 |
|  | 0120-995-442 |  |  |
|  | 03-6375-9803 |  |  |
| 東京ガス | 0570-002299 |  |  |
|  | 0570-002211 |  |  |
|  | 03-6735-8899 |  |  |
| 東京ガス埼玉支社 | 048-852-5005 |  | 中島2-6-18 |
| NTT | 113 |  |  |
| 桜区保健センター | 048-856-6200 | 048-856-6279 | 道場4-3-1 |
| 〇〇病院 |  |  |  |
| 医療救護所 |  |  | 三愛病院敷地内 |
| 荒川上流河川事務所 | 049-246-6371 | 049-246-7282 | 川越市新宿町 |
| さいたま市土木部河川課 | 048-829-1585 | 048-829-1968 | 常盤6-4-4 |
| 南部建設事務所河川整備課 | 048-840-6231 | 048-840-6267 | 下落合5-7-10 |
| 南部建設事務所下水道管理課 | 048-840-6248 | 048-840-6269 | 下落合5-7-10 |
| 県土整備部　河川砂防課 | 048-830-5125 | 048-830-485 | 高砂3-15-1 |
| ○○小学校（避難所） |  |  |  |
| ○○学校（水害時避難所） |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

○○地区自治会保有防災関係機材

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 品名 | 数量 | 備考 |
| 消火器 |  |  |
| バケツ（消火用） |  |  |
| メガホン |  |  |
| LEDライト |  |  |
| 誘導灯 |  |  |
| テント |  |  |
| リヤカー |  |  |
| 担架 |  |  |
| 車いす |  |  |
| やかん |  |  |
| 鍋 |  |  |
| 炊き出し用釜 |  |  |
| ポリバケツ（70リットル） |  |  |
| ポリバケツ（15リットル） |  |  |
| ポリバケツ（8リットル） |  |  |
| ウオータージャグ（10リットル） |  |  |
| 発電機 |  |  |
| 投光器 |  |  |
| 排水ポンプ（内水用） |  |  |
| 延長コード（30ｍ） |  |  |
| ロープ（30ｍ巻） |  |  |
| チェーンソー（エンジン式） |  |  |
| スコップ（角） |  |  |
| スコップ（丸） |  |  |
| ハンマー |  |  |
| バール（大） |  |  |
| バール（中） |  |  |
| ガソリン携行缶（5リットル） |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

消火器一覧（〇〇本）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 箱番号 | 本体ｼｰﾙ番号 | 製造年 | 使用期限 | 薬剤量 | 備考 |
| 1 | 1 | YYYY | YYYY年末 | 3kg |  |
| 2 | 2 | YYYY | YYYY年末 | 3kg |  |
| 3 | 3 | YYYY | YYYY年末 | 3kg |  |
| 4 | 4 | YYYY | YYYY年末 | 3kg |  |
| 5 | 5 | YYYY | YYYY年末 | 3kg |  |
| 6 | 6 | YYYY | YYYY年末 | 3kg |  |
| 7 | 7 | YYYY | YYYY年末 | 3kg |  |
| 8 | 8 | YYYY | YYYY年末 | 3kg |  |
| 9 | 9 | YYYY | YYYY年末 | 3kg |  |
| 10 | 10 | YYYY | YYYY年末 | 3kg |  |
| 11 | 11 | YYYY | YYYY年末 | 3kg |  |
| 12 | 12 | YYYY | YYYY年末 | 3kg |  |
| 13 | 13 | YYYY | YYYY年末 | 3kg |  |
| 14 | 14 | YYYY | YYYY年末 | 3kg |  |
| 15 | 15 | YYYY | YYYY年末 | 3kg |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |